

小規模事業者持続化補助金  
(低感染リスク型ビジネス枠)

■補助上限：100万円

■補助率：3／4

■感染防止対策費については、補助金総額の1／4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能です（緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者は政策加点の他、補助金総額の1／2（最大50万円）に上限を引上げ）。

※緊急事態措置に伴う特別措置の適用対象者

緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者

■2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可能です。

■申請方法（電子申請のみ）

申請は、電子申請システム（jGrants）でのみ受け付けます。入力については、申請者自身が、jGrants 入力手引に従って作業してください。

入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

jGrants のホームページは下記 URL となります。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

**本補助金の申請には、「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。**

「G ビズ ID プライムアカウント」については次をご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

「暫定 G ビズ ID プライムアカウント」については別紙をご覧ください。

「暫定 G ビズ ID プライムアカウント」に関するよくあるお問い合わせは HP をご確認ください

■補助事業対象者

└ 小規模事業者であること

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)に基づき、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

└ 商業・サービス業

(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数：5人以下

└ サービス業のうち

宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数：20人以下

製造業その他 常時使用する従業員の数：20人以下

※小規模事業者支援法では、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

※詳細は「公募要領」をご確認ください

■公式 HP <https://www.jizokuka-post-corona.jp/index.html>

■公募要領公表 2021年3月31日(水)

- └ 第1回受付締切 2021年5月12日(水)
- └ 第2回受付締切 2021年7月7日(水)
- └ 第3回受付締切 2021年9月8日(水)
- └ 第4回受付締切 2021年11月10日(水)
- └ 第5回受付締切 2022年1月12日(水)
- └ 第6回受付締切 2022年3月9日(水)

【重要】G ビズ ID プライムアカウントを用いた申請に関する変更点について  
令和3年3月31日現在、電子申請の需要増加に伴い、「G ビズ ID プライムアカウント  
(以下、通常のプライムアカウントと記載します。)」の発行に最大で3～4週間程度の期間を要  
します。

このため、特例措置として、G ビズ ID 申請ページにおいて、「暫定GビズIDプライムアカウ  
ント(以下、暫定プライムアカウントと記載します。)」の発行を可能とし、申請を可能とします。  
(<https://gbiz-id.go.jp/>)

#### <暫定プライムアカウントとは>

- ・ 申請書及び印鑑証明書・印鑑登録証明書の郵送を事後的に行っていただき、審査につい  
ても事後的に行うことで、即日発行が可能となるアカウントです。
- ・ 暫定プライムアカウントは、「事業再構築補助金」と「小規模事業者持続化補助金(低感  
染リスク型ビジネス枠)(以下、持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)という。)」  
及び「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金(以下、サプライチェーン  
補助金という。)」の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで上記補助金以外  
の申請を行った場合、当該申請については無効となります。

※申請後、事業者再構築補助金及びサプライチェーン補助金については交付申請まで、持  
続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)については交付決定までに、通常のプライムアカ  
ウントが必要になります。暫定プライムを利用して申請された方も、通常のプライムアカウント  
への変更手続きを進めてください。

- ・ 既に通常のプライムアカウントをお持ちの方は、通常のプライムアカウントを用いて、申請を  
行ってください。暫定プライムアカウントの発行申請はできません(4月15日時点で通常プライ  
ムと暫定プライムをどちらも保有している場合、対象法人の全ての暫定プライムアカウントが利  
用できなくなりますのでご注意ください)。

- ・ 1つの法人につき作成できる暫定プライムアカウントは1アカウントになります。4月15日  
時点で複数の暫定プライムアカウントを保有している場合、対象法人の全ての暫定プライムアカ  
ウントが利用できなくなりますのでご注意ください)。

・ エントリーアカウントをお持ちの方は、退会※を行ってから、暫定プライムアカウントの発行  
申請を行ってください。

※退会した場合、過去の操作情報等を参照することはできません。

#### <暫定プライムアカウントの発行申請開始時期>

- ・ 既に申請の受付を開始しております。

#### <暫定プライムアカウントの発行申請方法>

- ・ G ビズ ID のトップページの「gBizID プライム作成」から、必要事項を記入します(通常の  
プライムアカウントと同様)。

※G ビズ ID に登録済みのアカウント ID (メールアドレス) はご利用できません。

※同一人物(氏名・住所等の基本情報が同じ)による複数の申請は受け付けられません。

- ・ 記載事項のうち「**部署名**」欄に「**特定補助金専用**」という文言を記入※し、「申請書作成」

をクリックする。

※部署名は記入せず、「特定補助金専用」のみ記載ください。

・ 暫定プライムアカウントの発行のためには、申請書の印字、押印、印鑑証明書・印鑑登録証明書の取得、郵送は必要ございませんが、採択発表後、事業者再構築補助金及びサプライチェーン補助金については交付申請まで、持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）については交付決定までに、通常のプライムアカウントを取得する必要がございます。暫定プライムアカウントの取得後、速やかに暫定プライムアカウントの申請の際に作成した申請書を印字し押印の上、印鑑証明書・印鑑登録証明書とともに郵送※をお願いいたします。

※補助金申請時、郵送済に関するチェックボックスがあります。

※郵送の宛先は以下のとおりです。

### 【送付先】

**〒530-8532 G ビズ ID 運用センター 変更プライム宛**

※郵便番号のみで届きます。

・ 既に通常のプライムアカウントの発行を申請された方で、締切までにアカウントの発行が間に合わない方は、お手数ですが、再度、上記の作業により暫定プライムアカウントの発行申請を行ったうえで補助金の申請をお願いいたします（このとき、通常のプライムアカウントの申請についても進めさせていただき、審査が完了した時点で先に発行された暫定プライムアカウントが通常プライムアカウントにアップグレードされます）。

・ 暫定プライムアカウント、および通常のプライムアカウントの審査状況は、「申請状況確認」で結果をご確認ください。

[＜https://gbiz-id.go.jp/app/prm/srh/list/show＞](https://gbiz-id.go.jp/app/prm/srh/list/show)

・ 暫定プライムを申請し、数営業日たっても承認メールが送られてこない場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。（0570-023-797）

<注意事項>

・ 暫定プライムアカウントで「事業再構築補助金」、「小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）」及び「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで両補助金以外の申請を行った場合、当該申請については無効となります。

・ 1法人につき作成できる暫定プライムアカウントは1アカウントになります。

・ 暫定プライムアカウントではメンバーアカウントを作成できません。

・ 暫定プライムアカウントではアカウント ID（メールアドレス）を変更しないでください。

・ 上記注意事項に反していることが判明した場合、アカウントを凍結させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

<暫定プライムアカウントについての詳細に関するお問い合わせ先>

G ビズ ID ヘルプデスク

電話番号 〃0570-023-797（平日 9 〃00～17 〃00）

メール 〃support@gbiz-id.go.jp